

沖縄県主任介護支援専門員研修対象者について

【対象者】

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者で、次の(1)から(5)すべての要件を満たしている者

- (1)原則、沖縄県で介護支援専門員として従事・管理している者、又は従事していた者。
- (2)専門研修課程Ⅰ及びⅡ(更新研修を兼ねる)の修了者。
- (3)実践事例を提出することができる。(受講決定通知と併せて案内します。)
- (4)すべての研修課程を受講できる。
- (5)次のいずれかに該当する者。

該当要件
<p><u>1. 実務経験が5年(60ヶ月)以上</u> ※専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である。地域包括支援センターに介護予防プランナーとして従事した期間も含むこととする。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)</p>
<p><u>2. 実務経験が3年(36ヶ月)以上</u> ケアマネジメントリーダー養成研修(H14~H17年度)を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定するケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である。(但し、管理者との兼務は期間として算定可能です。)</p>
<p><u>3. 主任介護支援専門員に準ずるもの</u> 「主任介護支援専門員に準ずる者」として、地域包括支援センターに配置されている者。 「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(「地域包括支援センターの手引き」厚生労働省老健局より引用)。</p>

※「専任」「実務経験期間算定できるも・できないもの」については、次のページをご確認ください。

沖縄県主任介護支援専門員研修対象者について

(1) 介護支援専門員としての実務経験に該当する事業所等	<ul style="list-style-type: none">① 指定居宅介護支援事業所② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所④ 介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所⑦ 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
(2) 専任の介護支援専門員とは	<ul style="list-style-type: none">① 専任の介護支援専門員とは、事業者が運営基準に基づき、「常勤かつ専従」の職員として県に届出している状態を指します。専任の介護支援専門員として勤務した事業所の管理者との兼務期間は算定できます。介護支援専門員として従事していても併設する事業所の管理者は算定不可です。ただし、勤務している(していた)事業所等が就業規則等定める「常勤職員が勤務すべき時間数」週32時間を下回る場合は、週32時間を基本とします。② 地域包括支援センターにおいての専任従事期間とは、介護支援専門員として介護予防支援事業所(地域包括支援センター)に常勤専従していた期間、又は常勤として地域包括支援センターにおいて包括支援業務と介護予防支援業務を兼務していた期間です。③ 兼務期間の場合、介護支援専門員として勤務する事業所の管理者(事業所の種類には制限はない。)としてのみ算定の対象となります。
(3) 介護支援専門員の実務とは	以下①と②をご確認ください。
①主任介護支援専門員研修の受講要件として実務経験期間に算定できるもの	<ul style="list-style-type: none">・常勤専従の介護支援専門員として、介護サービス計画書もしくは、介護予防サービス作成にのみ従事した期間。・専任の介護支援専門員として勤務した事業所の管理者との兼務期間。(事業所の種類には制限はない。)・地域包括支援センターで常勤専従の介護支援専門員として配置され、介護予防サービス計画書作成に従事した期間。・現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合は、研修開始日の前日までとすることができます。
②実務経験期間に算定できないもの	<ul style="list-style-type: none">・他職種(認定調査員・介護員・相談員・社会福祉士等)との兼任・兼務期間。・地域包括支援センターで介護予防サービス計画書作成に従事しているが、看護師・保健師・社会福祉士として配置されている期間。・介護認定の調査業務のみ行っていた場合、利用者やサービス提供事業所との連絡調整のみを行い介護サービス計画作成業務に従事していない場合は、本研修における介護支援専門員の実務に該当しません。・病休・育休・産休期間。
(4) 実務従事期間	<ul style="list-style-type: none">① 本研修受講における「常勤専従の介護支援専門員」としての従事していた期間を証明してください。② 専任従事期間の算定について端数の日数は、30日を1ヶ月として計算します。③ 現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合は、研修開始日の前日までとすることができます。